

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

本調査は、農業の生産性向上や農産物の輸送利便性等に大きく寄与する農道の整備状況を把握し、農業農村整備の推進等に必要な資料を提供すること及び地方交付税の算定に用いることを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

農林水産省大臣官房統計部において実施した。

4 調査の対象

令和 6 年 8 月 1 日現在で農道の存在する全国の市町村（東京都特別区にあっては各区ごと）を対象とした（調査対象市町村数：1,349、回収率 100.0%）。

5 調査事項

管理主体（都道府県、市町村、土地改良区等）別幅員別の農道延長距離、舗装済農道延長距離、農道内トンネル部延長距離、農道内トンネル個数、農道内橋りょう部延長距離及び農道内橋りょう個数

6 調査の時期

本調査における調査期日は、令和 6 年 8 月 1 日である。

7 調査の方法

調査対象市町村に対して、調査票を電子メールにより配布し政府統計共同利用システム又は電子メールによるオンライン調査により回収する自計調査の方法により実施した。

8 集計方法

各市町村の調査結果の単純積み上げにより算出した。

9 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

10 用語の解説

農道	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業で造成され、調査実施年の 8 月 1 日現在で、農道として農道台帳により管理されている幅員 1.8m 以上の道路をいう。 なお、事業は終了しているが国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員 1.8m 以上の道路も含む。 ただし、農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。
一定要件農道	市町村が管理している幅員 4 m 以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において幅員 4 m 以上である農道に接続した道路をいう。
幅員	路肩等を含めた全幅員をいう。
農道台帳	「農道台帳について」（平成 2 年 3 月 22 日付け 2 構改 D 第 46 号構造改善局長通知）に基づき作成されたものをいう。
舗装済	農道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は含まない。
舗装率	農道延長距離のうち、舗装済延長距離の占める割合をいう。
トンネル部	農道に係るトンネル部をいう。トンネルとは、山腹、台地、地下、水底等、自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物である。ただし、地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェッド等は含まない。 なお、トンネルの個数については、トンネルが 2 つの都道府県（市町村）にまたがる場合は、当該トンネルを管理する都道府県（市町村）に、両都道府県（市町村）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（市町村）に、また、2 都道府県（市町村）以上にわたって管理区域を有する場合のトンネルについては延長の最も長い都道府県（市町村）に計上する。
橋りょう部	農道に係る橋りょう部で、橋長 15m 以上のものをいう。 なお、橋りょうの個数については、橋りょうが 2 つの都道府県（市町村）にまたがる場合は、当該橋りょうを管理する都道府県（市町村）に、両都道府県（市町村）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（市町村）に、また、2 都道府県（市町村）以上にわたって管理区域を有する場合の橋りょうについ

管 理 主 体

ては、橋長の最も長い都道府県（市町村）に計上する。

農道を実質的に維持・管理しているものをいう。
また、「土地改良区等」には、農業協同組合、農業集落等を含む。

11 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：0.4km → 0 km）
「－」：事実のないもの
「nc」：計算不能
- (3) 全国農業地域の区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

- (4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和6年農道整備状況調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「農道整備状況調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noudou/#y>

12 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業担い手統計班

代 表：03-3502-8111 内線3666

直 通：03-6744-2247

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>